

項目	4 新たな大都市制度の実現に対する県のスタンスについて
答弁者	知事
質問要旨	<p>指定都市市長会は、政令指定都市を取り巻く環境変化に対応し、県と市の二重行政や不十分な税制上の措置といった大都市の課題を効率的・効果的に解決していくために、地方自治制度の在り方を検討する必要があるとしている。</p> <p>知事が、指定都市市長会の会長に就任していた令和3年11月には、指定都市市長会は「多様な大都市制度実現プロジェクト」で、圏域の活性化を牽引する都市づくりと、懸案である道府県と指定都市との二重行政の解消を目指し、地域の特性に応じて住民が制度を選べる状況を作り出すことが必要だという認識のもとで、道府県の権限を全て移譲させ、その都道府県から離脱して、一層制の自治体を設立するという特別自治市制度の法制化を提言しており、当時、浜松市長であった知事は、多様な大都市制度の早期実現に向けて推進していく立場をとられていた。</p> <p>知事は、就任後の報道機関等のインタビューで道州制や特別自治市制度の導入について「ポリシーとして実現すべきだが、政令市長が問題意識を持って行動すべきで、考えをゴリ押しするつもりはない。次の世代に期待したい。」と発言している。</p> <p>東京一極集中と言われる近年、各基礎自治体が独自の長を生かし、各々の権能に応じた行政経営を行うことは住民サービス向上に必要と考える。そこで、政令指定都市が、今後も社会経済や圏域で中心的な役割を果たしていくために取り組んでいる特別自治市といった大都市制度実現に対する県のスタンスについて伺う。</p>

<答弁内容>

田中議員にお答えいたします。新たな大都市制度の実現に対する県のスタンスについてであります。

特別自治市制度は、平成23年度に指定都市市長会が新たな大都市制度として提言したものであり、二重行政の完全な解消により事務や窓口が一本化され、住民サービスの向上が図られるほか、シンプルで実効性の高い行政体制が構築されるものであります。

一方、国の第30次地方制度調査会では、特別自治市制度を創設する場合、一定の効果が見られるとともに、警察事務の管轄や税収の偏在性など、様々な課題について引き続き検討を進めていく必要があるとの答申が出されております。特別自治市などの新たな大都市制度の実現のためには、まず、国によって十分な検討がなされ、法制化されることが必要です。

その上で、静岡市及び浜松市において、それぞれどのような都市像を目指すのかの方針を決定していただくことが必要となります。

それを受けて、県といたしましては、両政令指定都市の考えや方向性を踏まえた上

で、広域行政を所管する立場から、対応を検討するべきであると考えております。

本県を更に発展させていくためには、県・市町が緊密に連携し、複雑化・高度化する行政課題に取り組むことが必要であります。また、県内には、幅広い支援を必要とする小さな基礎自治体が多数存在しており、特別自治市制度の議論においては、これらの自治体が受ける影響も十分に踏まえる必要があります。

県といたしましては、県内の両政令指定都市の判断をしっかりと受け止めた上で、他市町や県民の皆様の生活への影響も考慮しながら、国や指定都市市長会等の議論の動向を踏まえ、本県全体としてふさわしい行政体制を目指してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長、警察本部長から御答弁申し上げます。